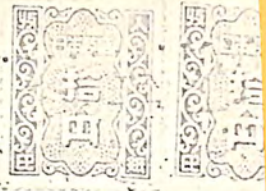


昭和三十一年



昭和三十年(四)第四九一四号
昭和三十一年(四)第四一七七号

準備書面 (第九)

原告 山下 田
被告 岩 淵
外文 外隆
一 二
名治 名一

右当事者間の損害賠償請求事件について原告は左のとおり弁論を準備する。

昭和三八年一月一六日

原告等代理人

弁護士 松 井 康



Vertical text on the left margin, likely a filing or archival stamp.

東京地方裁判所

民事第二四部 御中

記

一、個人も国際法上権利主体たりうるものであり、原告等は米国の国際法に違反する原爆投下行為によつて、国際法（「陸戦の法規慣例に関する条約」第三条や国際慣習法たる「空戦法規案」第二四条など）上米国及びその実行行為者たるトルーマンに対し損害賠償請求権を取得したものである。

このよりの権利は講和条約等によつて取得するものではない。二、個人が国際法上の権利を取得することとその権利行使を自らするかどうかといふことは別個のことである。自ら行使する方法がないならば権利を取得しえないといふものではない。

本件の場合原告等の米国およびその実行行為者に対して有する損害賠償請求権は日本国家によつて行使されるのである。

三このことは原告等の米国およびその実行行為者であるトルーマンに対して有する損害賠償請求権が日本国家の米国に対する損害賠償請求権に、変化したことを意味しない。

日本国家が蒙つた損害について日本国が米国に対し損害賠償請求権をもつことは当然であるが、日本国のもつこの権利と被害者たる原告等日本国民のもつ損害賠償請求権とは別個のものである。

四日本国家が被害者たる原告等の取得した権利を米国に対して行使する問題、その合法、違法の問題は国内法の評価を受ける。国際法上の問題ではない。およそ民主国家においては、政府は国民の権利を最大限に尊重

しなればならない法律上の義務をもつことはいりまでもない。
 国家は国民のために存在するものであるからである。

日本国が米國と平和條約一九條a項を締結し原告等の米國等
 に対する前記損害賠償請求權を放棄したことは、違法行為であつ
 て、日本國は國家賠償法一條、民法七〇九條をいし七一一條、
 七一五條によつて、原告等に対し賠償責任を負うものである。

五原告等は原爆投下の実行行為者の責任をも追求するものである
 が、これは訴訟手続上トルーマン一人に限定する。

六原告作成提出の準備書面中昭和三四年一月一七日附のものを
 第六、昭和三六年九月五日附のものを第七、昭和三六年一〇月
 三〇日附のものを第八各準備書面とする。